

企業年金制度の施行状況の検証結果の概要

《企業年金研究会》

1. はじめに（企業年金の性格など）

- ① 確定拠出年金法及び確定給付企業年金法においては、施行5年後の見直し規定があるが、各々施行されてから5年を迎えたことから、厚生労働省年金局長の下に研究会を設置し、両制度を中心に、企業年金制度の施行状況の検証結果を整理。
- ② 伝統的な企業年金である厚生年金基金は公的年金の代行部分を持つが、新たに、公的年金の代行部分がない確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度が創設。
- ③ 諸外国では、確定給付型から確定拠出型へのシフトが起きている国がある一方、公的年金の引下げの代替措置として企業年金を位置づける国もある。
- ④ 今後の企業年金制度の方向としては、労使合意を基本とした自由な制度という方向と公的年金との関係を重視した従業員の老後所得保障を強化した制度という2つの方向が考えられる。

2. 企業年金に対する税制

- ① 企業年金の税制には、
 - ア 拠出時における企業拠出の損金算入、本人拠出の所得控除
 - イ 運用時における特別法人税課税（平成19年度まで凍結）
 - ウ 給付時における公的年金等控除、退職所得控除がある。
- ② 平成17年度与党税制大綱において、年金課税については、特別法人税のあり方を含め、拠出・運用・給付を通ずる負担の適正化に向けた抜本的検討を行うこととされており、特に特別法人税のあり方が課題。

- ③ 特別法人税については、企業年金関係者から給付時課税を徹底することにより撤廃すべきとの要望があるが、この場合、公的年金等控除等の見直しが必要となり、多大な影響。
- ④ 他方、特別法人税は存置しつつ、厚生年金基金のように一定の基準を満たした企業年金を非課税とする方法もあるが、具体的基準の内容によっては、非課税となる企業年金は少数となるおそれ。
- ⑤ 特別法人税は、平成 19 年度まで凍結中であるが、仮に課税となると確定拠出年金については元本割れのおそれがある等の問題があり、税制の抜本的改革が行われるまでの間は、企業年金を取り巻く諸状況も踏まえ、凍結措置を継続すべき。

3. 確定拠出年金

(1) 加入対象者

① 第三号被保険者

第三号被保険者のあり方については、公的年金制度においても、なお継続的な検討課題とされており、公的年金制度における第三号被保険者のあり方に係る検討状況も踏まえながら、引き続き、検討。

② 公務員

公務員に係る企業型確定拠出年金のあり方については、公務員の新 3 階年金に係る関係省庁等の検討結果を注視。

③ 確定給付型の企業年金のみを実施する企業に雇用される従業員

確定給付企業年金等の企業年金制度のみを実施する企業に雇用される従業員については、確定給付型の企業年金と企業型確定拠出年金の双方を実施する企業の従業員との均衡を図る観点から、個人型確定拠出年金への加入を認める方向で検討すべき。

(2) 拠出限度額

① 企業型確定拠出年金に係る拠出限度額

厚生年金基金の望ましい水準（退職前所得の6割を公的年金と併せて確保）を勘案して設定されており、公的年金の水準の動向等を踏まえて、その改定を検討。

② 個人型確定拠出年金に係る拠出限度額

現在、厚生年金基金の掛金の状況を勘案して設定されているが、これに加え、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の掛金の状況を勘案するとともに、企業型における個人拠出（マッチング拠出）との均衡も考慮すべき。

(3) 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）

① 個人拠出の可否

厚生年金基金、確定給付企業年金等他の企業年金制度では、個人拠出を認めており、また、若い世代を中心に拠出限度額に対し事業主拠出は低い水準となっており、老後の所得確保等の観点から、個人拠出を認める考え方に立って、具体的なあり方について検討すべき。

② 具体的要件

ア 拠出限度額

個人拠出も、退職前所得の6割の確保を目標とすることを前提とすれば、拠出限度額（4.6万円又は2.3万円）の枠内での個人拠出とすることが適当。

イ 個人拠出の限度額

個人に自由に拠出することを認めれば老後の所得保障機能を高めることにつながるが、他方、事業主拠出を基本とする企業年金制度であることを前提とすれば、事業主拠出の範囲内とすべき。

ウ 税制

企業型における事業主掛金の損金算入、個人型における個人の掛金の所得控除との均衡を考慮して、同等の所得控除の対象とすべき。

(4) その他

投資教育に関するガイドラインの策定やデフォルトファンドの検討など。

4. 確定給付企業年金等

(1) 確定給付企業年金

高齢者の雇用促進を図る観点から、60歳から65歳の退職時点での老齢年金給付の支給を認めるべき。

(2) 審査の効率化・標準化等

審査の効率化・標準化等を図るため、審査マニュアルの作成、届出事項の拡大、審査体制の拡充等を図るべき。

(3) 企業年金のリスク管理

- ① 企業年金における権限・責任分担のあり方等について、企業年金の運営に係る適正性の確保とその普及のバランスを考慮して、検討すべき。
- ② 我が国における受給権保障（年金減額）の仕組みは、受給者・加入者の利益保護を基本に置きつつ企業経営の実態にも一定の配慮が行われるなど、我が国の労働法制や慣行等に適合した仕組みとなっており、当面、現行の仕組みを維持すべき。
- ③ 支払保証制度については、確定給付企業年金において支払保証制度を導入する必要性、企業年金の性格、受給権との関連、モラルハザードの回避方策など整理すべき課題が見られることから、引き続き検討すべき。
- ④ 企業年金の資産運用については、専門的知識・経験を有する者の配置、自家運用における規制緩和、資産運用のあり方に係る評価等について、運用実態も踏まえて、検討すべき。

5. おわりに

企業年金制度の施行状況の検証は終えるが、必要に応じ、検証結果のフォローアップを行う。